各国公立大学法人担当課 大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 大学を設置する各学校設置会社担当課 独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県 東修学校主管課 各都道府県 東修学校主管課 長事修学校主管課 大学及び高等専門学校設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課 厚生労働省医政局医療経営支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

給与ファクタリングに関する注意喚起への御協力のお願い(依頼)

平素より消費者教育の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

金融庁より給与ファクタリングに関する注意喚起について別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

近時、「給与の買取り」などとうたい、個人(労働者)が使用者に対して有する賃金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行う給与ファクタリングと呼ばれる手法を巡って、様々な被害が発生しているとのことです。<u>学生や生徒であっても、アルバイトなどで</u>給与を得ている場合には、こうした被害に遭う可能性がありまます。

本件について、在籍する学生等へ周知いただくとともに、国公立大学法人におかれましてはその設置する高等専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれましてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校専門課程(以下「専門学校」という。)に対して、各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

【参考】

- ・(別添) 給与ファクタリング注意喚起リーフレット
- ・(動画)「コロナ禍で広がるヤミ金融「給与ファクタリング」「#個人間融資」」

URL: https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg21603.html



【本件連絡先】

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

消費者教育推進係 村上、大風 電 話:03-5253-4111 (内線 3462) E-mail:consumer@mext.go.jp

給与の買取りをうたった 違法なヤミ金融に ご注意ください!

「給与ファクタリング」などと称して、個人の賃金債権を 買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、 貸金業に該当します[※]。

貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、<u>違法な</u>ヤミ金融業者です。

<貸金業登録の有無は、金融庁WEBサイト(登録貸金業者情報検索サービス)から検索できます。>

- ~ 「給与ファクタリング」に関する被害事例 ~
- 年利換算で**数百%にもなる利息**の支払
- 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝
- 高額な遅延損害金の請求

あなたの生活が破綻するおそれがあります! ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください

※貸金業該当性に係る考え方の概要

労働者が賃金債権を譲渡した場合でも、労働基準法の規定により、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならず、賃金債権の譲受人は、自ら使用者(労働者の勤務先等)に対してその支払を求めることは許されないと解されているため、上記の業務においては、賃金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることになります。

そのため、上記の業務は、譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、経済的に貸付けと同様の機能を有しているため、貸金業に該当すると考えられます。(詳細は金融庁WEBサイト「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に係る「照会」及び「回答」をご参照願います。)

悪質な業者の被害や債務に関する相談窓口

金融庁 金融サービス利用者相談室

(受付時間:平日10:00~17:00)

■0570-016811

03-5251-6811(IP電話からの場合)

多重債務相談窓口連絡先

財務局、都道府県等の相談機関の連絡先は二次元コードの リンク先から確認できます。



日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

■<u>0570-051051</u> <u>03-5739-3861</u>(IP電話からの場合)

警察

■#9110 (各都道府県警察相談ダイヤル)

消費生活センター等の消費生活相談窓口

■188 (消費者ホットライン)

注意喚起動画 (政府インターネットテレビ)

給与ファクタリングについての注意喚起動画を 二次元コードの<u>リンク先</u>に掲載しています。

